

秋田海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、男鹿市大増川の河口付近に来遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和4年9月6日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤和夫

（採捕の制限）

次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、さけを採捕してはならない。

- 1 禁止区域
男鹿市大増川河口中央から半径200メートル以内の海域
- 2 禁止期間
告示の日から令和4年12月31日まで